

令和 8 年 1 月から 精神障害者保健福祉手帳 2 級の方が 新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

自己負担 原則 1 割



精神科の通院治療にかかる医療費を無償化します

助成を受けるには、
自立支援医療と重度心身障害者医療の両方の受給者証が必要です。
受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。

【例】総医療費10,000円、保険負担割合3割の場合

現 状	令和 8 年 1 月から
医療保険 7,000円、自立支援医療 2,000円	医療保険 7,000円、自立支援医療 2,000円 重度心身障害者医療 1,000円
自己負担 1,000円	自己負担 0円

医療費助成の流れ

埼玉県内の医療機関を受診したとき

現物給付

窓口での支払いはありません

※医療機関により償還払いとなることがあります。

埼玉県外の医療機関を受診したとき

償還払い

窓口で自己負担金（原則 1 割）を支払い、
後日、市役所へ還付の請求をしてください。

注意事項

- ・ 65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を取得した方は対象外となります。
- ・ 所得に応じた支給制限があります。

制度改正に関する最新の情報はホームページをご覧ください。

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/233/syogaifuku-zyudosyogainojosei.html>

検索 戸田市 重度医療



【お問い合わせ】 戸田市役所障害福祉課
048-441-1800（内線297）